

大阪アーカイブズ

archives(アーカイブズ)とは、英語で記録資料・文書館という意味です。

目 次

近代大阪府の郡役所…………… 1 頁
平成 18 年度公文書館アーカイブズ・フェア
展示会、歴史講座、古文書講座、特別講座のお知らせ… 6 頁

第 38 号 平成 18 年 9 月

大阪府公文書館発行

近代大阪府の郡役所

大阪府公文書館専門員 矢切 努

■はじめに

今年には郡役所廃止から 80 年である。大正 12 年に郡制は廃止され、大正 15 年に郡長・郡役所も廃止された。現在では、数度の市町村合併を経て多くの郡が消滅し、大阪府下でもごく一部の郡が地理上の名称として名を残すのみである。しかし、戦前、とりわけ明治～大正期のわが国において、郡は府県と町村の間の中間的な行政区画であり、郡には郡長・郡役所が置かれていた。この郡長・郡役所は、中央政府・府県の出先機関、町村の監督・指導機関として存在したのであり、「この郡制の存在、郡役所の活動を抜きにしては、近代日本の地方行政は語れない」と言われるほどに、行政機関として極めて重要な役割を担っていた。

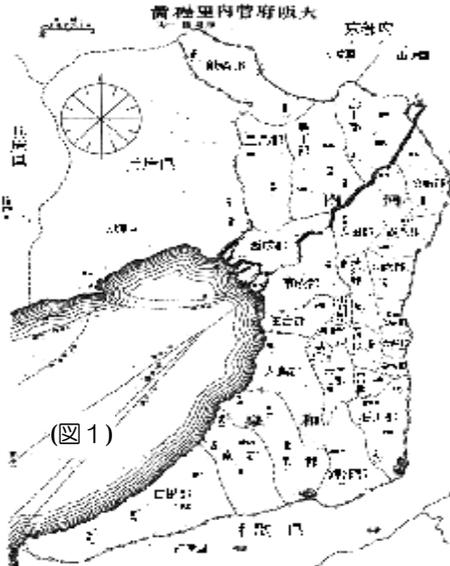
本稿では、わが国でこのように重要な役割を果たした郡役所・郡長について考察するが、紙幅の都合上、郡長の性質と機能を中心に述べたい。

■三新法体制下と郡長・郡役所

そもそも、郡とは中国の周代～隋・唐の時代の置かれた行政区画の名称で、わが国では律令制の下で「国一郡一里」という行政区画として誕生した。近代では、明治 11 年の三新法体制（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の三法を機軸とする地方統治体制）によって郡は行政区画となり、1 郡～数郡に

1 つの郡役所が設置され、そこに執行機関として郡長が置かれた。三新法体制とは、江戸時代以来続く町村を公的な行政区画とし、公選戸長などの役職者を置き、町村にある程度の伝統・慣習を復活させ一定の自治を認めるものであった。その町村を監督・指導する機関として、郡長・郡役所が設置され、郡長は府知事・県令の出先機関として町村統治を行った。かくして、中央政府（内務卿）—府県（府知事・県令）—郡（郡長）—町村（戸長）という行政系統が構築された（大阪・堺など政治経済の中心部は、郡と区別して区とされ、区役所・区長が設置された）。

現大阪府域（明治 14 年 2 月まで、大阪府・堺県）には、当時、能勢・豊島・島上・島下・住吉・西成・東成〔摂津国〕（以上、大阪府）・交野・茨田・讃良・河内・若江・高安・大縣・渋川・志紀・安宿部・丹北・丹南・八上・古市・石川・錦部〔河内国〕・大鳥・和泉・南・日根〔和泉国〕（以上、堺県）の計 27 郡が存在した（次頁・図 1 参照）。大阪府は、明治 12 年に三新法体制に移行すると、豊島、能勢、住吉、東成、島上、島下、西成各郡に 1 名ずつ郡長を置き、従来、大阪三郷と呼ばれた大阪市街地を東・西・南・北の 4 区として 4 名区長を置いた。そして約 2 年の試行期間を経た明治 14 年に、郡域が狭く、特に郡役所設置の必要がないと判断した、



東成郡と住吉郡、
 島上郡と島下郡、
 豊島郡と能勢郡
 を合わせ、東成郡
 役所、住吉郡役所、
 島上郡役所、
 島下郡役所とし、
 各 1 名の郡長を
 置いた。

一方の堺県は、
 明治 13 年に三
 新法体制に移行
 し、石川・古市・
 安宿部・錦部・

八上・丹南・志紀郡を合せて 1 郡役所、丹北・高
 安・大縣・河内・岩江・渋川郡で 1 郡役所、茨田・
 交野・讚良郡で 1 郡役所、大鳥・泉郡で 1 郡役所、
 南・日根郡で 1 郡役所と、20 郡に 5 郡役所を設
 置し、各 1 名、5 人の郡長を置き、堺区（堺市街地）
 には区長 1 名を置いた。当時、堺県が管轄した大
 和国（現奈良県）でも、添上・添下・山辺・広瀬・
 平群郡、宇陀・式上・式下・十市郡、高市・葛上・
 葛下・忍海郡、吉野・宇智郡の 4 郡役所に各 1 名
 ずつ郡長を置いた（堺県廃県～明治 20 年まで、大阪府が
 摂津・河内・和泉・大和 4 国を管轄）。

■三新法体制における郡長・郡役所の役割と機能

これらの郡長・郡役所は、専ら行政機関であつた。というのも、府県と町村には、府知事・県令
 や戸長など執行機関が置かれる一方、府県会・町
 村会といった議決機関が設置され、民衆（土地所有者など）が行財政に参画する一定の自治体的性質があつたが、郡には議決機関が置かれなかつたからである（区では、当初、地方の便宜で区会を置くことができた）。そのため、民衆は郡の行財政に参加することはできず、郡長は、内務卿一府知事・県令一郡長の行政系統を通じて下達される政府の行政方針をより直接的・官治的に町村に展開したのである。

三新法の理念では、本来、郡長に地方名望家（その地域に生活基盤を有し、在地性のある者）を官選で任用し、その名望で管下町村に対する円滑な行財政の展開と町村の監督・指導を行わせることにあつた。

しかし、実際の郡長は在地性のない人物が多かつた。当時、大阪府会が「郡区長公選の建議」を提出し、「風土民情ヲ知ラサル他管ノ者」が「籍ヲ其地方ニ移」して「郡区長ニ撰任」され、「地方民情ト相背反スル」と指摘した。例えば明治 19 年では、府下の郡（区）長 18 人名中 17 名が府外出身者で、その多くが士族（兵農分離などにより、士族は江戸時代には、すでに在地性を失っていた）であつた。というのも、郡長の任用は府知事・県令の権限であり、府知事・県令自身、赴任地から遠い地域の士族出身者が多かつたため、円滑な地方行財政の推進には、縁故ある人物や同じ士族層を郡長に任命する方が都合が良かったためであろう。一般的にも、他府県出身士族が郡長に赴任する例が多かつた。

この郡長の給与は、地方税（府県税）支弁で、しかもかなり高額であつた。大阪府では、郡（区）長給与は、年間約 9 千 5 百円（560 円／1 人）、郡（区）書記の給与額も年間約 2 万 8 千円（176 円／1 人）で（明治 14 年度）、その他、郡役所事務関係費用を合算すると年総額約 9 万円で、地方税総支出額の実に 11% を占めた。そのため、府民の納税（主に土地所有者から）から給与を支払う以上、「風土民情ヲ知ラサル」郡長でなく、在地性があり地域民に親近感ある人物を選べるよう、郡長を公選にすべきだという声があがつたのである。

このように、郡長は任地に在地性がなく、内務卿一府知事・県令一郡（区）長という中央集権的な官僚行政系列を通して、町村を官治的に監督・指導する機関であり、かつ給与が地方税負担であつたため、不満の声が各地で上がった。そこで、中央政府はひとまず郡長給与を国税負担とし（明治 16 年太政官第 7 号布告）、不満の矛先をかわそうとした。さらに明治 20 年には、郡長の任用方法を試験任用制とした。この試験任用制には、一定の財産があり、専門的な行政知識・実務能力を有すと共に、任地の風土や慣例、物産について知識を有す者を郡長に任用しようとする意図があつた。町村レベルでは、明治 17 年の町村制度改革（「明治 17 年の改正」）によって、町村の団体的・自治的要素の解体・再編、および戸長や町村指導者層（上・

中級地主)などを為政者側に取り込む体制が構築されていたため、このような町村の監督・指導を円滑・巧妙に行えるような、有能な専門技術者を郡長に確保しようとしたのである。

ところが実際には、財産もあり相当の行政能力を有すような人物は、試験を受けて郡長になろうとはしなかった。郡長の筆記・口述試験答弁書を見ると、大阪府の郡長試験受験者4名の内、合格者は1名であった。不合格とされた3名の採点を見ると、2名は筆記・口述試験はおろか「性行亦劣等ニシテ採ルヘキ所ナシ」とされ、残り1名は他に比べ「試験成績及言語動作」は優秀だが、「郡ヲ統治スルノ器」でなく「其性行品位郡長ノ任ニ堪ヘ」ないとされた。府での郡長需要は2名であったにもかかわらず、郡長に相当する人物＝合格者を1名しか出せなかったのである。

この傾向は、全国的な傾向でもあった。郡長試験を実質的に監督した内務省は、できる限り合格ラインを低く設定していたにもかかわらず、合格者は需要人員を満たさなかった。これは、有能な人材が受験をしてまで郡長になろうと思わなかったことも一つの要因であるが、上述の評価からみると、試験は合格点でも、地方統治の観点において、内務省・地方官にとっての有能な人材＝「郡ヲ統治スルノ器」に相当する人物でなければ、合格とならなかった場合もあったのではなかろうか。

このように、郡長試験はその目的を十分に達成できなかったため、一定の制限付きで無試験郡長特別任用制が制定された(明治23年勅令第9号)。これは、試験任用制を補完する役割のものであったにもかかわらず、以後は、この特別任用が主体となってしまったため、後には、郡長には「老朽官吏」や「一時の遊んで喰ふ場所」と考えるような、地方官や中央官僚の友人が任用されたり、帝国大学出身のエリート官僚の一時の赴任先になるなど、在地性のない行政官僚としての郡長が一層多くなった。このような郡長が、以後、一貫して、管下町村の監督・指導機関として君臨し、農事改良や郡内の生産力向上、農会や産業組合の活動強化、道路整備、納税促進、就学率の向上、貯蓄奨励、

流行病予防・消毒、衛生思想の普及など、町村の行財政全般にわたる指導と介入を行っていく。例えば、大阪府では、島上・島下郡の郡長が、地域の有志と共に茨木幼稚園(府下郡部での幼稚園の嚆矢)を設立するなど、教育面の指導的役割も果たしているが、郡長は抑圧機関として行財政を推進する傾向も多く、明治23年の郡制制定によって一定の修正が図られることとなった。

■郡制の制定と郡長・郡役所

明治23年5月17日に制定された郡制(法律第36号)では、まず郡長は執行機関とされ、従来より一層の官僚化と身分の高等化が図られ、郡長は第一義的に町村行政を監督する機関と明確に位置づけられた。それと共に、郡行政に対する地方官・内務大臣の監督も一層強化された。

この郡制で注目されるのは、郡に郡会(議決機関)と郡参事会(副議決機関)が設置され、郡がはじめて自治体として認められたことである。しかし、郡会議員は、直接選挙ではなく、75%が町村会で選挙され(複選制)、25%が「地価一万円以上」の「大地主」の互選で選出されるもので、議員の多くが上級地主層で占められた。次に、郡参事会は、郡長と名誉職参事会員4名で構成されるもので、3名は郡会議員からの公選で、残りの1名は地方官(府県知事)の選任であった。この参事会には、従来、郡長の専決処分であった町村監督事務などの権限の一部が委譲されることとなった。

郡が自治体として認められた背景には、次のような中央政府の立法意図があった。明治10年代後半からの松方デフレ政策は、米価の下落⇒地租負担の実質的な増加による、農民層の分解を発生させ、この間に、土地を集積して大地主化してきた地方の「名望家」達は、利害関係の衝突などから、地域の一般民衆とは一線を画し始めていた。こういった大地主・上層地主を郡会議員や郡参事会員として郡の統治に参画させ、その名望を統治に利用する一方、支配の一翼を担わせ統治機構内に取り込むことによって、郡長一郡会・郡参事会の結合を強化し、郡長による官僚的統治を補翼させることで、安定的な郡一町村統治を期待したの

である。すなわち、明治 23 年郡制は、郡に自治体としての一定の性質を認める一方、郡長の権限強化、内務大臣・地方官による監督権限の強化と共に、郡会・郡参事会を統治機構として構築することによって、地方支配の安定化を図ろうとする中央政府の意図の下に実施されたのである。

しかし、郡制そのものが、早くも、制定翌年の第 1 回帝国議会には批判されることとなった。それは、郡長の官選や議員の複選制、大地主議員などへの批判であった。例えば、郡長に対する批判では、郡長が衆議院議員総選挙の際、地方官の指揮の下、選挙干渉を行ったことが激しく攻撃された。このように、郡長による選挙干渉の事実は、地方官僚としての官選郡長の性質・役割の一端を示しているといえよう。このような批判も多く上がっていたが、実際には、中央政府の思惑も外れていた。特に、大地主議員の制度について、農民層の階層分解によって、大地主が一般民衆から乖離した結果、大地主自身が必ずしも名望家ではなくなっていた。そのため、統治機構内に大地主を取り込み、その名望を利用して円滑な町村統治の実現を図るという意図は、実現不可能となっていたのである。そのこともあって、郡制の改正・廃止までもが検討されるに至るが、結局、明治 32 年に郡制改正が実施されることとなった。

■大阪府における郡制の施行

このように、明治 23 年郡制は 10 年も経ずに改正されることとなるが、実際には、地方においても、郡の分合に関する問題があったために、殆どの府県では、郡制の施行が大幅に遅れていた。大阪府でも郡制の実施は、明治 31 年になってからのことであった。施行が遅れた要因は、当時、郡の規模が小さく、自治体として独立するには郡の合併が大前提であったためである。府下の各新聞によると、当初、27 郡を 7 郡～9 郡に分合するのでは、と諸説があったようである。最終的に、明治 29 年 3 月「郡治分合法」（法律第 38 号）で、西成、東成（東成・住吉）、三島（島上・島下）、豊能（能勢・豊島）、泉北（大鳥・泉）、泉南（南・日根）、北河内（茨田・交野・讃良）、中河内（丹北・大縣・高安・河内・

若江・茨川）、南河内（石川・錦部・八上・古市・安宿部・丹南）の 8 郡に合併され、同年 4 月から施行された。しかし、諸般の事情から、結局、府下での郡制施行は、明治 31 年 6 月 1 日であった。そのため、府下の 23 年郡制は非常に短期間であった。

■改正郡制と大阪府の郡役所

明治 32 年 3 月、郡制が改正（法律第 65 号）されるが、その改正は主として、郡会議員の選挙法などに関する改正であった。改正郡制では、複選制や大地主議員制は廃止され、町村公民（一年以上直接国税 3 円以上納入者）による直接選挙（被選挙権者は、一年以上直接国税 5 円以上納入者）が採用された。この結果、議決機関である郡会議員の構成は、23 年郡制に比べて門戸が開放された感もあるが、実質的には、納税制限が非常に高額であったため、選挙・被選挙権者は大地主・富商に占められていた（選挙権者数は総人口の 2.3%：明治 32 年）。それに対応して、郡会・郡参事会の議長を務める郡長の職務権限はさらに強化され、改正郡制でも、郡長を中心とする大地主・富商による郡支配、中央集権的支配が一層強力に図られていたのである。

このような郡制の下で、郡長・郡役所による郡行財政の推進、町村への指導・介入が進められる。ここで、郡役所の財政についてみてみよう。まず、収入面では、経常部収入は、財産収入・雑収入および町村分賦金が収入源であったが、財産収入等はごく僅かで、主として町村分賦金のウェイトが高く、郡歳入の実に約 7 割以上を占めていた。町村分賦金とは、前々年度の郡内各町村の直接国税・府県税額に基づいて、郡費用を町村に賦課するものであった。臨時部収入は、前年度の繰越金、府の補助金や郡内住民からの寄付金等で構成されていた。郡の歳出は、郡会議費や郡会議員の選挙費用、その他、教育、勸業、衛生費等で、主として教育・勸業費が大部分を占めていた。郡長・郡吏員給与は、郡の費用ではなく国費・府県費であったため、郡の歳出費目にはなかった。

明治 32 年度の郡歳入は約 2 万数千円で、府の歳入（約 406 万円）、市町村の歳入（約 371 万円）に比べて極めて小規模であった。歳出額もまた、同

様の規模であったが、委任事務などの増大と共に、累年増加を遂げて、大正 10 年頃には 30 倍にまで膨張した。それに伴って主要歳入源である町村分賦金も 30 倍超となり、町村財政に大きな負担を強いていったのである。それでも、郡役所において運営・実施された事業は、府県や市町村に比べて極めて規模が小さかった。明治 36 年に内務省が地方官に対して実施した郡に関する調査では、大阪府知事でさえ「郡事業トシテ見ルヘキモノナシ」と述べたように、府下でも郡の実施した事業は、府や市町村に比べ極めて小規模なものでしかなかった。わずかに、注目できる事業としては、泉南郡立農学校、南河内郡立黒山実業学校、北河内郡立河北高等女学校、南河内郡立河南高等女学校、三島郡立高等女学校、豊能郡立農商学校および泉北郡立物産陳列館等で、教育・勸業関係の事業が主であったといわれる。

ともあれ、累年増加を遂げていく郡事務関係費用が、町村分賦金として押し付けられる一方、明治 44 年 4 月の町村制改正(法律第 69 号)によって、郡長の権限は一層強化された。この改正で、一つには、町村長・町村吏員が職務を執行しなかった場合、郡長および郡長の委任を受けた吏員が代理執行し、その費用を町村が負担しなければならないとされた(143 条)。町村に委任される国政事務が一層膨張していく中で、町村長が職務を執行せず、国政事務が遅滞することを防ぐために、町村の意思と関係なく、強制的に代理執行できる権限が郡長に与えられた。町村監督・指導機関としての郡長の役割は、一層強大なものとなっていった。

■郡制と郡役所(郡長)の廃止

このような過程の中で、明治期～大正期の中央政府による官治的な地方統治を支えるべく、郡長は町村への指導・介入を一層強めていく。例えば、郡長による農村への米作の技術改良などの指導が、「サーベル農政」といわれたように、郡長は中央政府の政策を強権的に管下町村に展開した。

しかし、改正郡制以降、郡制の廃止⇒郡役所・郡長制の廃止を求める声は高まっていた。例えば明治 37 年第 21 回帝国議会衆議院では、郡制は

「制度上から云っても、経費の上から云っても、無用の長物」と批判され、明治 40 年には、内閣からも郡制廃止法案が出された。この案は郡制のみを廃止するものであったが、これに対して、郡制廃止のみでは経費の削減も僅かで、郡会廃止による郡長への監督機能の低下から、郡長の選挙干渉などを防止できないとして、郡役所廃止を伴う郡制廃止が議会側から求められたのである。しかし、いずれも審議未了等で実現に至らなかった。

第一次世界大戦以後の時勢の変遷、とりわけ大正 7 年頃から小作運動が活発化してくると、郡長制批判の世論は一層強くなった。とりわけ大阪地域の都市化に伴い、土地は農地でなく都市発展の地盤として利用価値が高まり、小作人に土地返還を求める地主の動向や小作料減免を求める小作人の運動も活発化した。「のうそんわへいじょう 農村和平 いちだいあんえい 上 二一大暗影ヲ低迷セシムルニ至」る中、大阪府では、小作争議が大正 6 年の 1 件から大正 12 年の 306 件まで激増し、全国 1～2 位を争う争議多発地域となった。この状況の中で、郡長の不要論が一層高まった。例えば、豊能郡庄内村(現豊中市)で発生した、小作料米減免の争議では、豊能郡長が地主・小作双方の仲介を図りながらも地主側を説得できず不調に終わっている。この状況は、町村にとって、郡長は単に指導・介入し、財政的負担を強いるだけで、調停能力もない無用なものとして認識された。こうした世論は全国的に拡大し、郡制廃止、続く郡役所(郡長)の廃止が実現していくのである。

■むすびにかえて

しかし、中央政府は、その後、府県の小作争議の調停官の設置や警察力増強を図り、府県を地方支配機構として一層強化すると共に、出張所や地方事務所を設け、町村行財政の監督を強化することで帝国主義国家体制を確立していった。郡役所廃止は、そうした戦前日本の「総力戦」体制の整備・強化の一環であったといえよう。

<参考文献> ①山中永之祐『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂)・②山中永之祐『日本近代地方自治制と国家』(弘文堂)・③小山仁示編『大正期の権力と民衆』(法律文化社)・④『大阪百年史』(大阪府)・⑤『大阪府統計書』、その他。

平成 18 年度大阪府公文書館アーカイブズ・フェアのお知らせ

大阪府公文書館は、歴史的文書の保存・利用を通じて、府民の文化活動等を支援する調査研究機関です。アーカイブズとは、記録史料・文書館を意味する言葉ですが、多くの方々に、アーカイブズに親しんでいただき、一層効果的にご利用いただくため、「平成 18 年度大阪府公文書館アーカイブズ・フェア」を開催いたします。フェアは、市町村・教育機関・研究者など、多くの関係機関や関係者のご協力を得て、当館と協働で、アーカイブズに関する展示会や各種講座を集中的に実施するもので、本年度初めての試みです。多くの皆様にご来場いただき、様々なアーカイブズに触れていただくことを願っております。

I 展示会

企画展及び特別展を開催します。いずれも、入場は無料です。

〔企画展〕

◆テーマ 「近代大阪府の郡役所 ー廃止から 80 年ー」

現在は、例えば、南河内郡千早赤阪村というように、町村名の上の冠詞として使用される「郡」ですが、明治・大正期においては、統治機構の一環として、大変重要な存在でした。その当時、なぜ郡役所が置かれたのか、どのような役割・機能を果たしていたのか、地方行政のしくみはどうであったのかを所蔵文書やパネル等で、明らかにします。

◆と き 平成 18 年 9 月 19 日（火）
～11 月 17 日（金）

午前 9 時 15 分～午後 5 時

（ただし、土曜日・日曜日・祝日・月末休館日を除きます。）

◆ところ 大阪府公文書館 2 階展示室

◆企画 大阪府公文書館

〔特別展〕

◆テーマ 「大阪府内の市町村の歴史」

市町村のご協力により、市町村史・郷土史・刊行物など貴重な文書資料を展示し、大阪府内の各市町村の歴史を明らかにします。展示文書は実際に手にとってゆっくりご覧いただくことができます。なお、併せて、当館所蔵の大阪府史や市町村史も展示します。

◆と き 平成 18 年 11 月 1 日（水）
～11 月 16 日（木）

午前 9 時 15 分～午後 5 時

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。）

◆ところ 大阪府公文書館 3 階会議室

◆出展協力機関（順不同）

堺市、岸和田市、池田市、高槻市、守口市、八尾市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市、泉南市、交野市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、河南町、千早赤阪村（以上、18 市町村）

II 各種講座

歴史講座、古文書講座及び特別講座を開催します。いずれも事前に申込みが必要です。受講は無料です。

◆ところ 大阪府公文書館 3 階会議室

◆定員 各回 30 名

◇特別講座は、アーカイブズ・フェアにご賛同いただきました外部講師のご協力で実施します。

【歴史講座】

◆テーマ 「近代大阪府の郡役所 ー廃止から 80 年ー」

明治・大正期の郡制と大阪府の郡役所が果たしていた役割・機能について、当館所蔵文書や関連資料の調査研究結果から明らかにします。企画展と同じテーマですので、是非、企画展の鑑賞と歴史講座の受講の両方の参加をお勧めします。

◆講師 大阪府公文書館専門員 矢切 努

◇講座終了後、当館所蔵の動画映像「大阪 1964」を上映します（約 20 分間）。

◆と き

- ① 平成 18 年 10 月 2 日（月）
 - ② 平成 18 年 10 月 4 日（水）
 - ③ 平成 18 年 10 月 6 日（金）
- 各回、午後 1 時 30 分～午後 3 時
※ ①②③とも、内容は同じです。

【古文書講座】

◆テーマ 「古文書の解説」

はじめて古文書に触れる方を対象に、3 日間で、古文書の取り扱い方や古文書解説の基礎知識と、当館所蔵の川中家文書（江戸時代の庄屋文書）の解説まで、講師作成の独自の教材でゆっくり進める講座です。古文書解説に興味のある方は是非、ご受講下さい。

◆講 師 大阪府公文書館専門員 松田ゆかり

◆と き

- ④ 水曜日コース
平成 18 年 10 月 11・18・25 日の 3 日間
 - ⑤ 金曜日コース
平成 18 年 10 月 13・20・27 日の 3 日間
 - ⑥ 月曜日コース
平成 18 年 10 月 16・23・30 日の 3 日間
- 各回、午後 1 時 30 分～午後 3 時
※ ④⑤⑥とも、3 日間完結で内容は同じです。

【特別講座（第 1 回）】

◆テーマ 「狭山池の歴史」

大阪府南部大阪狭山市に所在する狭山池は、わが国最古のダム式ため池で、面積 39ha、周囲約 3.4km で、府内では光明池に次いで 2 番目の大きさを誇ります。狭山池がなぜこの地に造られたのか、平成の大改修によって何が明らかになったのか、狭山池にまつわる伝説、民話なども紹介しながら、狭山池 1400 年の謎に迫ります。

◆講 師 山本祐弘氏（郷土史研究家・堺市教育委員会総合学習講師）

◇講座終了後、「狭山池築造の歴史に迫る」（大阪府立狭山池博物館提供）を上映します（約 20 分間）。

◆と き ⑦ 平成 18 年 9 月 25 日（月）
午後 1 時 30 分～午後 3 時

【特別講座（第 2 回）】

◆テーマ 「切手のない時代の郵便—アメリカ合衆国の事例—」

我が国では、明治 4 年の東京—京都・大阪間の近代的郵便サービス開始時に、48 文から 500 文まで 4 種類の切手が導入されました。一方、アメリカでは、1775 年の郵政省設立時から約 70 年間、国家の指導で、切手なしの郵便が行われました。この間、なぜ切手が利用されなかったのか、どのように料金の徴収が行われたのか、アメリカ国立公文書館に所蔵されるアメリカ議会文書や郵政長官報告書等の調査研究結果に基づき、郵便の歴史を振り返ります。

◆講 師 森本行人氏（関西大学大学院経済学研究科博士後期課程、郵便史を研究）

◇講座終了後、当館所蔵の動画映像「なにわ 1963」を上映します。（約 20 分間）

◆と き ⑧ 平成 18 年 9 月 27 日（水）
午後 1 時 30 分～午後 3 時

【特別講座（第 3 回）】

<第 1 部>

◆テーマ 「大阪からの世界史—沖縄出身者の生活世界—」

かつて東洋のマンチェスターと呼ばれ、日本最大の都市であった大阪。工業化とともに多くの人々が訪れ、そして大阪で生活を営んできました。沖縄出身で大阪育ちの上地氏が、沖縄出身者の歴史という視点から、さまざまな「大阪」の姿を考えます。

◆講 師 上地美和氏（大阪大学大学院文学研究科日本学科博士課程、沖縄近現代史—本土での沖縄出身者の生活史を研究、著書『人類館—封印された扉』2005 年（共著）、『沖縄タイムス』（2005 年 7 月

～12 月) にコラム連載)

<第2部>

◆テーマ 「カナダから見た、第 5 回大阪内国 勸業博覧会とその時代」

明治 36 年 3 月 1 日、大阪市南区天王寺今宮
で第 5 回内国勸業博覧会が開催されました。従
来とは異なり、世界 13 カ国が技術を持ち寄り、
530 万人もの入場者があり、史上最大規模を誇
った大阪博覧会。当時、どのような技術・作品
が持ち寄られ、どのように人々を魅了したのか。
参加国の内、歴史の授業でもあまり日本との関
係が見えてこないカナダの視点に立って、興味
深く、大阪内国勸業博覧会を振り返ります。

◆講師 宇都宮浩司氏(関西大学非常勤講師、美
容専門学校講師を歴任、現在、帝塚山大学非常勤講
師、通商関係史を研究)

◆と き ㊿ 平成 18 年 11 月 17 日(金)
(第 1 部・第 2 部) 午後 1 時 30 分～午後 4 時

Ⅲ 各種講座の申し込み方法等

◆申込方法

◇往復はがきの場合

住所・氏名(ふりがな)・電話番号・希望する講座
番号(①～⑨)及び返信用の宛名を明記の上、下
記の住所宛てにお申し込み下さい。

〒540-8570(住所記載不要)

大阪府コンタクトセンター「公文書館アーカイブ
ズ・フェア」あて

お問い合わせ専用番号 06-4790-1581

(土・日祝日を除く午前 9 時～午後 6 時の間開設)

(FAX) 06-6966-5161

(E-Mail) contact@sbox.pref.osaka.lg.jp

◇インターネットの場合

大阪府公文書館ホームページより、お申込み下さ
い(<http://www.pref.osaka.jp/archives/>)。

◆申込みは、平成 18 年 9 月 1 日から 10 月 31
日までです。締切日にご留意下さい。

講座名	講座番号	申込締切日(必着)
歴史講座	①②③	9月29日(金)
古文書講座	④⑤⑥	9月29日(金)
特別講座第1回	⑦	9月22日(金)
特別講座第2回	⑧	9月22日(金)
特別講座第3回	⑨	10月31日(火)

(インターネットでの申込みは締切日の午後 3 時
まで)

◆講座当日にキャンセル等の可能性がありますの
で、受講希望者は、大阪府公文書館までお問い
合わせ下さい(Tel 06-6675-5551)。

◆当館には駐車場がありませんので、お車でのご
来館はご遠慮下さい。

利 用 案 内

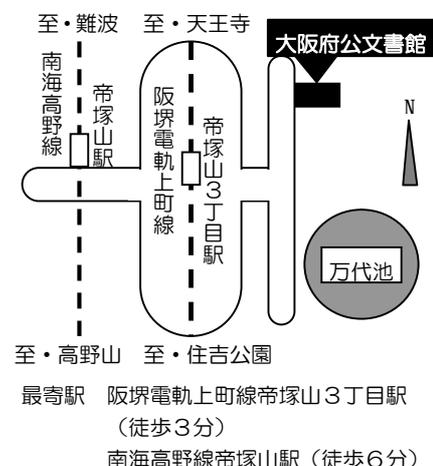
◆ 閲覧時間

- ・ 月曜日～金曜日 午前 9 時 15 分～午後 5 時

◆ 休館日

- ・ 土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
- ・ 年末年始(12月28日～1月3日)
- ・ 毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日
の場合はその前々日)

公文書館は、主に府が作成・入手した公文書や資料類のうち
歴史的・文化的な価値があるものを保存し、広くみなさんにご
利用いただく施設です。



大阪府公文書館 大阪あーかいびず 第38号 平成18年9月1日発行

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 2 丁目 1-44 / TEL06-6675-5551 / FAX06-6675-5552

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/archives/> この冊子は2,500部作成し、一部あたりの単価は46円です。